

鳶尾第一住宅管理組合
管理規約・協定・細則の棊

役員選出細則

役員選出細則-目次

第1章 総則-----	31
第1条（総則）-----	31
第2条（定義及び用語）-----	31
第2章 役員となる者の資格-----	31
第3条（役員となる者の資格）----	31
第3章 役員推薦委員会-----	31
第4条（役員推薦委員会）-----	31
第5条（委員会の運営等）-----	31
第6条（役員候補者選出の原則-）-	32
第7条（役員候補者としての立候補又 は推薦の募集）-----	32
第8条（立候補又は推薦の応募者を候 補者として選出する場合）	33
第9条（役員候補者の選出及び理事会 への報告）-----	33
第10条（次年度役員候補者案）--	33
第4章 雑則-----	33
第11条（欠員に伴う委員会設置）	33
第12条（欠員に伴う選任及び任期）-	33
第13条（文書類の保存期間）----	33
第14条（細則運用規程）-----	33
第15条（細則外の事項）-----	33
第16条（改廃）-----	34
附則-----	34

役員選出細則

制定 昭和61年4月(1986-4)第10回通常総会

改正 平成26年4月(2014-4)第38回通常総会

第1章 総則

(総則)

第1条 この細則は、鳶尾第一住宅管理組合（以下「管理組合」という。）管理規約（以下「規約」という。）第62条第十五号に定めた役員の選任を適性かつ円滑におこなうため、規約第45条に基づき、この細則を定める。

(定義及び用語)

第2条 この細則において、規約に定めた定義及び用語を使用する。

第2章 役員となる者の資格

(役員となる者の資格)

第3条 役員となる者は、規約第37条第1項の定めによる組合員の資格を取得し、この団地に現に居住する者でなければならない。

- 2 規約第44条第2項各号に定める者が役員となる資格を取得するときは、同項の但し書きを適用できる者でなければならない。

第3章 役員推薦委員会

(役員推薦委員会)

第4条 理事長は、規約第44条第1項に定める役員の候補者を選出するため、役員推薦委員会（以下「委員会」という。）を規約第45条の定めに従い設置する。

- 2 委員会を設置する時期は、役員の候補者を選出する準備を開始する時期とする。
- 3 委員会は、理事長、副理事長、役員就任2年目の理事及び事務局長で構成し、職務は次の各号とする。
 - 一 委員長は、理事長が務める
 - 二 副委員長は、副理事長が務める
 - 三 委員は、役員就任2年目の理事が務める
 - 四 事務局長は、委員会の庶務を行なう
- 4 理事長が委員長に就任できないときは、前項にかかわらず副理事長が就任し、副委員長は空席とする。
- 5 委員会は、理事会が通常総会に提案する役員選任議案が可決されたとき、解散する。

(委員会の運営等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、事務局長を除く委員会を構成する者の過半数の出席により成立する。

- 3 委員会の議案は、事務局長を除く出席委員の4分の3以上により決する。
- 4 委員会は、以下の各号に定めた議案の審議を行なう。
 - 一 役員立候補者の募集に関する事項
 - 二 組合員の推薦による被推薦者の募集に関する事項
 - 三 前各号の募集による立候補者又は被推薦者が皆無或いは募集人数に至らないときに関する事項
 - 四 役員職務遂行能力の適否の判断に関する事項
 - 五 役員職務遂行能力が否と判断されたときの対処に関する事項
- 5 委員会の審議結果は、委員長又は副委員長が理事会に報告する。
- 6 委員会議事録は委員長が作成し、正副委員長が記名押印しなければならない。保管並びに閲覧は、規約69条第2項を適用する。
- 7 事務局長は、委員長等が請求する資料を用意しなければならない。
- 8 委員会が要する経費は、組合会議費から支出するものとする。

(役員候補者選出の原則)

第6条 役員候補者選出の原則は、次の各項とする。

- 2 役員候補者は、この団地の居住組合員又は第3条第2項に定めた者の立候補或いは居住組合員から推薦を受けた居住組合員とする。
- 3 役員候補の立候補者募集又は被推薦者募集は、委員会が行なう。
- 4 委員会は、委員会が別に定める立候補又は推薦に関する届け出用紙（様式1）を用意しなければならない。
- 5 推薦する居住組合員は、委員会が用意した被推薦者の承諾を証する書面（様式2）を届け出なければならない。
- 6 役員候補への立候補者又は推薦の該当者が皆無或いは募集人数に至らないときは、第3条に定める役員の資格を得た者の中から委員会が役員候補者として選出する。
- 7 委員会が役員候補者を選出するときは、規約別表第1に示した建物の内、30世帯の棟から2役員、20世帯の棟から1役員を原則とする。この場合において公平を期すため、任期が終了する役員（以下「退任役員」という。）が居住する棟の役員未経験住宅の居住組合員又は役員経験回数の少ない住宅の居住組合員を順次候補者として選出する。

(役員候補者としての立候補又は推薦の募集)

第7条 委員会は、役員候補者として立候補又は被推薦の募集を次の要領で行なわなければならない。

- 一 立候補者の募集に伴う、期日、期間、役職名、人数及び条件等に関する審議により、各項目を決定する。
- 二 組合員の推薦による候補者の募集に伴う、期日、期間、役職名、人数及び条件等に関する審議により、各項目を決定する。
- 三 募集期日及び期間は、議案書作成スケジュールから2月中旬から1週間を原則とする。
- 四 募集方法は、階段掲示により告示し、立候補又は推薦の届出先は管理事務所事

務局（同所ポストへの投函可）とする。

（立候補又は推薦の応募者を候補者として選出する場合）

第8条 委員会は、委員会が指定した役職に立候補又は推薦の応募者が一人のときに限り、その立候補者をその役職名の候補者とすることができる。

- 2 委員会が指定した役職への立候補又は推薦の応募者が複数となったときは、対象者を委員会が行なう「くじ引き」に参加させ、若い番号のくじを引いた者から順に希望する役職名の候補者とすることができる。

（役員候補者の選出及び理事会への報告）

第9条 委員長は委員会を代表して、第6条第7項或いは第8条の定めに従い選出した役員候補者を、次年度役員候補者として理事会へ報告しなければならない。

（次年度役員候補者案）

第10条 委員会の次年度役員候補者案の報告を受けた理事長は、同案を理事会に諮り決議を得て、役員選任の議案としてを総会へ提案するものとする。

第4章 雑則

（欠員に伴う委員会設置）

第11条 理事会は、任期途中の役員に欠員が生じたときに限り、第4条第2項にかかわらず委員会を設置し、欠員役員の後任役員を選出し理事会へ報告後、解散する。

- 2 前項により設置した委員会の構成及び運営等は、第4条及び第5条の関連条項を適用する。

（欠員に伴う選任及び任期）

第12条 委員会は、規約第46条第4項に従い欠員が生じた棟から後任役員を選任する。

- 2 理事長は、前項により選任された後任役員を組合員に紹介（広報紙等に掲載）のうえ、次期の総会において承認を得なければならない。
- 3 欠員により選任された後任役員の任期は、以下とする。
 - 一 前任者の残任期が半年未満の場合は、次期総会より2年間とする。
 - 二 前任者の残任期が半年以上の場合は、次期総会より1年間とする。

（文書類の保存期間）

第13条 文書類の保存期間は、自主管理運営並びに事務局の組織及び運営に関する細則に定める。

（細則運用規程）

第14条 理事会は、この細則に必要な具体的事項について細則運用規程を定めることができる。

（細則外の事項）

第15条 この細則に定めのない事項については、規約等、細則等及び法令の定めるところによる。

2 前項のいずれにもない事項は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。

（改廃）

第16条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議（規約第61条第2項の過半数決議）により決する。但し、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

附則

附則（昭和61年(1986年)4月第10回通常総会、制定）

（施行期日）

第1条 この細則は、昭和61年4月13日から施行する。

附則（平成26年(2014年)4月第38回通常総会、改正）

（改定前役員選出細則の効力）

第1条 改定前役員選出細則によりこの細則の施行期日までに生じた効力は、この細則においても及びものとする。

（施行期日）

第2条 この細則は、平成26年6月1日から施行する。